

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成29年 9 月 8 日

金 曜 日

第 4252 号

## 目 次

### 告 示

○都市計画の変更 1

### 公安委員会告示

○公益財団法人富山県暴力追放運動推進センターの所在地及び相談業務を行う事務所の所在地の変更 2

### 公 告

○土地改良区の役員の就退任 3

○公共測量の終了 5

○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 6

○物品等の売却に係る一般競争入札の実施 7

### 監査委員公告

○監査の結果の公表 10

~~~~~

## 告 示

~~~~~

### 富山県告示378号

都市計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により次のとおり都市計画を変更したので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により告示し、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により当該都市計画の変更に係る図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年 9 月 8 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 都市計画の種類及び名称

（種類）朝日都市計画道路

(名称) 3・4・2号 草野泊線

## 2 都市計画を変更した土地の区域

### (1) 削除する部分

朝日町草野字玉屋の一部

### (2) 変更する部分

朝日町草野及び草野字郡田の各一部

ただし、別紙図面表示のとおり。

## 3 都市計画の変更に係る図書の縦覧場所

富山県土木部都市計画課

朝日町建設課

(「別紙図面」は、省略し、3に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

## 富山県公安委員会告示第104号

公益財団法人富山県暴力追放運動推進センターの所在地及び相談業務  
を行う事務所の所在地の変更について

暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）  
第3条第1項の規定により、公益財団法人富山県暴力追放運動推進センターから所  
在地及び相談業務を行う事務所の所在地の変更について届出があったので、同条第  
2項の規定により公示する。

平成29年9月8日

富山県公安委員会委員長 久和 進

### 1 変更事項

#### (1) 公益財団法人富山県暴力追放運動推進センターの所在地

変更前 富山県富山市新桜町3番2号

変更後 富山県富山市花園町四丁目5番20号

#### (2) 相談業務を行う事務所の所在地

変更前 富山県富山市新桜町3番2号

変更後 富山県富山市花園町四丁目5番20号

## 2 変更年月日

平成29年6月19日

## 公 告

## 土地改良区の役員の退任

小矢部川上流用土地改良区の役員であった次の者が平成29年8月4日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成29年9月8日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	西 尾 一 郎	南砺市太美 25番地
同	川 邊 憲 隆	南砺市才川七 1663番地
同	久 保 友 吉	南砺市小坂 42番地
同	湯 浅 勝 治	南砺市天神 20番地
同	岩 城 春 雄	南砺市福光 7218番地
同	織 田 清 信	南砺市中ノ江 30番地
同	奥 村 和 夫	南砺市小又 2745番地
同	和 泉 博 志	南砺市土生新 2387番地
同	鵜 野 伊 忠	南砺市土生新 205番地
同	水 上 三 則	南砺市竹林 717番地
同	吉 田 謙 市	南砺市大塚 880番地
同	橋 本 敏 和	南砺市梅原 8558番地
同	幅 田 隆	南砺市高宮 5093番地
同	片 山 新 二	南砺市遊部 825番地
同	大 浦 章 一	南砺市上原 110番地
同	細 川 哲	南砺市細木 111番地
同	高 田 良太郎	南砺市林道 196番地

同	古木幸雄	南砺市桐木	100番地
同	浅田弘男	南砺市上川崎	232番地
同	嶋之内正昭	小矢部市興法寺	152番地2
同	坂田六夫	小矢部市蓑輪	393番地
同	山田茂夫	小矢部市安養寺	1851番地
同	松本信悦	小矢部市末友	426番地
同	田中幹夫	南砺市高堀	301番地25
同	桜井森夫	小矢部市後谷	752番地1
監事	嶋昭夫	南砺市小山	285番地
同	南茂臣	南砺市下吉江	315番地
同	松本久介	南砺市大鋸屋	51番地
同	大浦信二	小矢部市下川崎	47番地

### 土地改良区の役員の就任

小矢部川上流用土土地改良区の役員に次の者が平成29年8月5日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成29年9月8日

富山県知事 石井 隆 一

職名	氏名	住所
理事	西尾一郎	南砺市太美 25番地
同	長谷川慶一	南砺市才川七 180番地1
同	林浩悦	南砺市小坂 530番地
同	竹田利博	南砺市坂本 170番地
同	岩城春雄	南砺市福光 7218番地
同	織田清信	南砺市中ノ江 30番地
同	奥村和夫	南砺市小又 2745番地
同	和泉博志	南砺市土生新 2387番地

同	奥 野 忠 志	南砺市土生新	1168番地
同	水 上 三 則	南砺市竹林	717番地
同	長 澤 昇 三	南砺市縄蔵	10番地
同	橋 本 敏 和	南砺市梅原	8558番地
同	金 本 登	南砺市高宮	5085番地
同	片 岸 博	南砺市遊部	180番地
同	大 浦 章 一	南砺市上原	110番地
同	細 川 哲	南砺市細木	111番地
同	高 田 良太郎	南砺市林道	196番地
同	古 木 幸 雄	南砺市桐木	100番地
同	淺 田 弘 男	南砺市上川崎	232番地
同	嶋之内 正 昭	小矢部市興法寺	152番地 2
同	坂 田 六 夫	小矢部市蓑輪	393番地
同	山 田 茂 夫	小矢部市安養寺	1851番地
同	吉 田 裕	小矢部市松尾	5095番地
同	田 中 幹 夫	南砺市高堀	301番地 25
同	桜 井 森 夫	小矢部市後谷	752番地 1
監 事	三 吉 勝 彦	南砺市祖谷	333番地
同	南 茂 臣	南砺市下吉江	315番地
同	松 本 久 介	南砺市大鋸屋	51番地
同	得 永 榮 治	小矢部市平田	3150番地

## 公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、中日本高速道路株式会社金沢支社富山保全・サービスセンター所長から次のとおり公共測量を終了する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年9月8日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 作業種類

公共測量（基準点測量）

## 2 作業期間

平成29年 1 月13日から平成29年 4 月30日まで

## 3 作業地域

中新川郡上市町江上 地内

**公共測量の終了**

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、中日本高速道路株式会社金沢支社富山保全・サービスセンター所長から次のとおり公共測量を終了する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成29年 9 月 8 日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 作業種類

公共測量（基準点測量）

## 2 作業期間

平成29年 4 月 1 日から平成29年 8 月 3 日まで

## 3 作業地域

富山県南砺市城端、福光、福野、小矢部市清水、砺波市鷹栖

**都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により朝日町から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成29年 9 月 8 日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類及び名称

(種類) 朝日都市計画道路

(名称) 3・4・1号 月山草野線

### 物品等の売却に係る一般競争入札の実施

物品等の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の6 第1項の規定により公告する。

平成29年 9 月 8 日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 売却物品等の名称及び数量

- ア 乗用自動車(トヨタクラウン) 1台
- イ 特殊用途車(スノーローダー) 1台
- ウ 特殊用途車(ロータリー除雪車) 1台

##### (2) 売却物品等の機能、性能等

入札説明書による。

##### (3) 引渡期限

平成29年11月6日

##### (4) 引渡場所

入札説明書による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第 167条の4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日までに富山県会計規則(昭和62年富山県規則第17号)第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) この公告に示した売却の条件及び義務を確実に履行し得る者であること。

#### 3 競争入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加申込書を当該入札参加申込書の提出期限までに、4の(1)の機関へ直接持参するか又は郵便（4の(3)の提出期限までに必着とすること。）により提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。競争入札参加資格の確認を受けない者は入札に参加することができない。

#### 4 入札参加申込書の提出場所等

- (1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒 930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

平成29年9月8日から平成29年9月22日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札参加申込書の提出期限

平成29年9月22日 午後5時15分

#### 5 入札書の提出方法

直接持参する方法とする。

#### 6 入札及び開札の日時、場所等

- (1) 入札及び開札日時

ア 平成29年10月2日 午後1時30分

イ 平成29年10月2日 午後1時45分

ウ 平成29年10月2日 午後2時

- (2) 入札及び開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県出納局総務会計課入札室

- (3) 開札は入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。

#### 7 入札保証金に関する事項

入札説明書による。



---

## 8 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

## 9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

## 10 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額とするので、消費税及び地方消費税を含めた総額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）で記載すること。

## 11 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札したものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 入札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

## 12 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
  - (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
  - (3) その他詳細は、入札説明書による。
-

## 監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第 4 項及び第 7 項の規定に基づき、平成29年 7 月に実施した監査の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年 9 月 8 日

富山県監査委員 菅 沢 裕 明  
 富山県監査委員 五十嵐 務  
 富山県監査委員 高 平 亮  
 富山県監査委員 上 田 信 雅

## 1 県の機関

### (1) 監査対象箇所

### 監 査 年 月 日

生活環境文化部	県 民 生 活 課	平成29年 7 月 20 日
同	文 化 振 興 課	平成29年 7 月 21 日
同	環 境 政 策 課	平成29年 7 月 20 日
同	自 然 保 護 課	平成29年 7 月 20 日
同	環 境 保 全 課	平成29年 7 月 21 日
厚生部	厚 生 企 画 課	平成29年 7 月 21 日
同	高 齢 福 祉 課	平成29年 7 月 25 日
同	子 ど も 支 援 課	平成29年 7 月 24 日
同	障 害 福 祉 課	平成29年 7 月 25 日
同	医 務 課	平成29年 7 月 24 日
同	健 康 課	平成29年 7 月 31 日
同	生 活 衛 生 課	平成29年 7 月 27 日
同	く す り 政 策 課	平成29年 7 月 24 日
同	中 央 病 院	平成29年 7 月 11 日
同	リハビリテーション病院 ・ こども支援センター	平成29年 7 月 11 日

監査対象箇所		監査年月日
商工労働部	商 工 企 画 課	平成29年7月28日
同	経 営 支 援 課	平成29年7月28日
同	商 業 ま ち づ くり 課	平成29年7月28日
同	立 地 通 商 課	平成29年7月27日
同	労 働 雇 用 課	平成29年7月31日
同	職 業 能 力 開 発 課	平成29年7月31日
農林水産部	小矢部川ダム管理事務所	平成29年7月5日
企業局	企 業 局	平成29年7月6日
教育委員会	教 育 企 画 課	平成29年7月19日
同	教 職 員 課	平成29年7月18日
同	県 立 学 校 課	平成29年7月19日
同	小 中 学 校 課	平成29年7月18日
同	保 健 体 育 課	平成29年7月19日
同	県民生涯学習カレッジ本部	平成29年7月4日

## (2) 監査対象年度

平成27年度及び平成28年度

## (3) 監査結果

財務に関連する事務事業については、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

### <<注意事項>>

- ア 収入科目を誤っているものがあった。(2箇所)
- イ 補助金の交付に誤りがあった。
- ウ 過年度支出が生じた。(3箇所)

- エ 契約締結方法等が不適正なものがあった。
- オ 契約内容が適正でないものがあった。(2箇所)
- カ 検査室の工事完成検査を受けていなかった。
- キ 交通事故による損害が生じた。
- ク 施設管理事故による損害賠償があった。
- ケ 行政財産使用許可台帳に未整理のものがあった。
- コ 借受財産台帳に未整理のものがあった。
- サ 備品使用簿、物品出納計算書及び物品現在高調書の金額に誤りがあった。
- シ 貸付品出納簿兼整理簿が未整理であった。
- ス 備品照合点検票が作成されていなかった。

## 2 財政的援助団体等

### (1) 監査対象箇所

### 監 査 年 月 日

公益財団法人富山県体育協会	平成29年7月10日
公益財団法人富山県文化振興財団	平成29年7月12日
株式会社富山岸グリーンサービス	平成29年7月24日
日本赤十字社富山県支部	平成29年7月20日
社会福祉法人富山県社会福祉総合センター	平成29年7月14日
公益財団法人富山県建設技術センター	平成29年7月10日
富山県道路公社	平成29年7月12日
伏木富山港港湾運送事業協同組合	平成29年7月12日
公益財団法人富山県下水道公社	平成29年7月12日
公益財団法人富山県民福祉公園	平成29年7月14日

### (2) 監査対象年度

平成28年度

### (3) 監査結果

補助団体における補助事業の執行、出資団体における財務の執行及び公の施設の管理団体における業務の執行は、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

- ア 補助金実績報告が適正でないものがあった。
  - イ 協定内容に沿って事務事業が執行されていないものがあった。
  - ウ 時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給に誤りがあった。
  - エ 退職給付引当金の算定が誤っていた。
-

